

2020.3.10

新型コロナウイルス感染症に関する情報 No 2

本日、農林水産省が取りまとめている「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける食品事業者の皆様へ」が一部追加されましたので、情報提供します。

また、国内での感染が拡大する中で、小売り、外食店の従業員が感染し、消毒対応等のため、一時閉店する事例が発生して来ていることから、昨日の No1 情報の 1 の農林水産省の HP の情報の最後にもありますが、事業継続等に関連する通知を情報提供します。

1 新型コロナウイルス感染症関連施策について

農林水産省は、「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける食品事業者の皆様へ」(農林水産省 HP) を一部更新しました。

追加されたものは、「テレワーク導入等に係る助成金の特例」の申請受付の開始と「食品表示の弾力的運用」に米トレーサビリティ関係の通知です。)(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/saigai_r2-march.html)

今後、HP は随時、更新されますので参照ください。

2 従業員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

農林水産省は 3 月 2 日付で、食品取扱事業者団体等に対し、「食品等取り扱い事業者における新型コロナウイルス感染症への対応について」との通知を発出しました。(別添)

同通知では、厚生労働省の Q&A を紹介し、「現在、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染した事例が報告されていないこと、製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱業者の体調管理やこまめな手洗い等の一般的な衛生管理が実施されていれば、食品を介した感染は心配ないとされていること。このため、一般衛生管理等を十分に行うことと、個別の事案ごとに事業継続等について判断を行い、判断に迷う場合には保健所に相談する。」な

どとしています

(https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/index-1.pdf)

また、翌3月3日には、これを受けた形で、厚生労働省から都道府県等に對し、「食品等取扱い事業者における新型コロナウイルス感染症への対応について」との通知が発出され、「事業者から管内の保健所等に相談があった際は、当該従業員の感染の状況や施設の衛生管理の状況等を踏まえて御助言・御指導いただくようお願い申し上げます。」としています。(別添)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000603093.pdf>)

(参考)

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合には、保健所から職場に連絡が来て、保健所が疫学調査に訪れる。そして、職員の配置状況、感染者との接触度合いを勘案して、濃厚接触者を決定するとともに、消毒について指導される。濃厚接触者については、保健所は最終接触日から2週間の自宅待機を要請するという流れになります。

しかし、消毒する/しない、営業を止める/止めないは、一律の判断ではなく、各事業者が状況に応じて判断することであり、そのサポートとして保健所の活用、すなわち「個別の事案ごとに事業継続等について判断を行い、判断に迷う場合は保健所に相談する」ことを通知したものと考えられます。

【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 (takeishi@shokusan.or.jp 03-3224-2365)

橋本 (hashimoto@shokusan.or.jp 03-3224-2368)

池田 (ikeda@shokusan.or.jp 03-3224-2379)

【国への要望の送信先】

メールの場合: jfia-kikaku@shokusan.or.jp

FAXの場合: 03-3224-2398

(別添)

事務連絡
令和2年3月3日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省 健康局結核感染症課
医薬・生活衛生局食品監視安全課

食品等取扱い事業者における新型コロナウイルス感染症への
対応について（情報提供）

日頃から感染症及び食中毒対策に御協力賜り厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、食品等取扱い事業者における新型コロナウイルス感染症への対応に関して、農林水産省食料産業局長、生産局長、農村振興局長、政策統括官、林野庁長官及び水産庁長官の連名で、各関係団体等の長宛て通知が発出されましたのでお知らせします。

食品等取扱い施設の従業員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の施設の営業継続等については、各事業者が事案に応じて判断することとなります。事業者から貴管内の保健所等に相談があった際は、当該従業員の感染の状況や施設の衛生管理の状況等を踏まえて御助言・御指導いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

元食産第 5145 号
元生産第 1860 号
元農振第 2977 号
元政統第 1804 号
元林政政第 719 号
元水漁第 1573 号
令和 2 年 3 月 2 日

関係団体等の長 殿

農林水産省食料産業局長

農林水産省生産局長

農林水産省農村振興局長

農林水産省政策統括官

林野庁長官

水産庁長官

食品等取扱い事業者における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、下記のとおり、厚生労働省から「食品等取扱い事業者の方へ」として、ホームページに食品に関する Q&A が掲載されています。

これによれば、現在、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されておらず、また、製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い等の一般的な衛生管理が実施されていれば、食品を介した感染を心配する必要はないとされています。

このため、農林水産物を始めとする食品を取り扱う事業所等におかれましては、本内容を御了知の上、引き続き、一般衛生管理等を十分に行っていただくとともに、個別の事案ごとに事業継続等について判断を行い、判断に迷う場合には保健所に相談するなど、適切な対処を行っていただきますようお願いいたします。

併せて、取引先に不当な取引条件を課すことのないようお願いいたします。

記

新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）〔令和 2 年 2 月 25 日時点版〕
(厚生労働省ホームページより抜粋)

1 食品等取扱い事業者の方へ

問 1 食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染することはありますか？

新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年2月21日現在、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。

製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行ってい一般的な衛生管理が実施されれば心配する必要はありません。WHOは、一般的な注意として、生あるいは加熱不十分な動物の肉・肉製品の消費を避けること、それらの取り扱い・調理の際には、交差汚染予防のために注意すること、としています。

(参考)

新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou.html

